

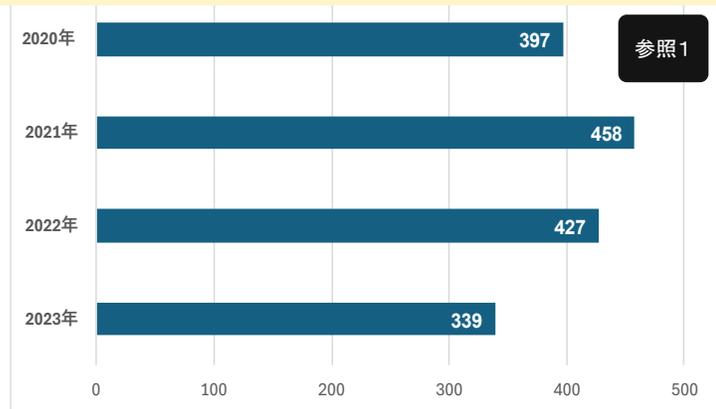
ヒューストンの治安について

在ヒューストン日本国総領事館からのご案内

1. ヒューストンの昨年2023年の治安状況

ヒューストン市警によれば、昨年2023年1月1日から同年12月18日までの殺人認知件数は339件(参照1)で、2022年の427件と比べて約21%減少(参照2)したと発表されており、この数字は犯罪司法評議会によると、2023年上半期までの米国国土の減少率9.4%の2倍以上であり、過去50年間という期間で比べても最大の減少率となっております。しかし、2024年も減少傾向のまま推移するかは不透明であり、テキサス州における緩い銃規制が影響して、今後も殺人・強盗等の凶悪犯罪が多発することが懸念され、引き続き安全の確保に万全を期す必要があります。

ヒューストン市における殺人事件の年別発生認知件数
(期間: 1月1日～12月19日)



殺人認知件数の対前年増減
(期間: 1月1日～12月19日)



※参照1,2の殺人事件とは、HPDの犯罪「過失致死」および「過失のない殺人」が含まれます。年間総数はHPDの公開データを用いて算出。引用元:【HPD】publicly available HPD data.

少なからず危険が潜んでいるエリアや犯罪が多発しているエリアはきちんと調べれば把握することができ、自らが未然に危険や犯罪から遠ざかることが可能であるということです。普段の平穏な日々を安心してしまふのが一番危険な状態であり、また、一概に件数の多い少ないなどで一喜一憂するための判断材料とするだけでなく、自分の身は自分で守るという心構えで十分安全に気を付けてください。

2. 対策

(1) 犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐためには、平素から治安関連情報に関心を持つとともに「自分と家族の安全は自分たちで守る」、「予防が最良の危機管理である」との防犯に対する基本的な心構えを持つことが

重要です。実際の日常生活に当たっては、①目立たない、②行動を予知されない、③用心を怠らない、ことを実践するよう心掛けてください。

しかし、それでも、凶悪犯罪に巻き込まれる可能性はゼロではありません。万一、凶悪犯罪等に巻き込まれた際に、守るべき唯一のものは命です。命を守ることを優先して対応することが必要です。

【具体的な対応】

●銃や刃物を突き付けられた場合は、抵抗の姿勢を示さないようにしましょう。反撃のそぶりを見せれば、攻撃される可能性が高くなります。

●路上で強盗にあったとき、いきなり内ポケットに手を入れて財布を出そうとすると、相手にピストルを取り出す動作と誤解され、刺されたり撃たれたりすることがあります。むしろ、金のありかをゆっくり指したり、目で教えたりすることで、相手に取らせる方が無難です。

●犯人の顔をじろろ見ることは、相手を必要以上に刺激させることになるので避けましょう。

●ひったくり等の被害にあっても、むやみに犯人を追跡して取り戻そうとしないでください。襲撃されたり、付近に仲間がいたりする可能性があります。

(2) 「慣れ」が最大の敵

赴任当初は、安全対策に気を配っていても、当地での生活に慣れてくると自然に安全対策への気配りがおろそかになる場合があります。特に念入りに安全対策を準備したにも関わらず、半年間何も危険な目に遭わなかった、などの状況になると気が緩むこともあるでしょう。安全対策をおろそかにすると、それだけ危険に遭遇する可能性は高まります。平素から情報収集を欠かさず、定期的に安全対策を見直すなど気を引き締める機会を持つことが自分の身を守ることに繋がります。

3. 在ヒューストン日本国総領事館からのご案内

(1) パスポートの適切な管理

最近、パスポート(旅券)の紛失・盗難事例が散見されます。パスポートは、日本政府が、海外であなたが日本人であることと、あなたの氏名・生年月日などを証明する国際的身分証明書です。また、万一何かが起こったときに渡航先国政府に対してあなたに必要な保護と援助を与えるよう要請する重要な公文書です。「パスポートの入った鞆を車内に放置する」、「パスポートを郵送する」等は控え、パスポートを適切に管理いただくをお願いします。

なお、紛失したパスポートは、闇ルートを通じて国際的な犯罪組織等の手に渡り、偽変造され不法な出入国に使われたりするケースもあります。パスポートを紛失した場合には、警察署に届け出た上で、速やかに旅券紛失届を提出していただくをお願いします。

houston.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/pp_funshitsu.html

(2) 在留届と「たびレジ」の登録

●長期滞在に必要な在留届

在留届を提出することにより、最新の安全情報等を受け取ることができます。また、在留届は、当館が現地に居住する邦人の方の情報を把握し、緊急事態が発生した際に迅速な援護・支援などを行うための不可欠なデータとなります。旅券法(第16条)でも、海外に住所又は居所を定めて3カ月以上滞在する邦人の方には在留届の提出が義務付けられていますので、まだ提出されていない方は、この機会に提出をお願いします。

在留届は、「在留届電子届出システム(ORRnet)」を通じて、いつでも届け出が可能です。

ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

●3カ月未満の渡航者には「たびレジ」

旅行者や出張者など3カ月未満の滞在者であれば、「たびレジ」に登録しておくことで、長期滞在外者同様に、当地で重大な事件や大規模な事故・災害などが発生した場合、最新情報をタイムリーに受けることが可能になります。

下記からいつでも登録可能です。

ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

(在ヒューストン日本国総領事館)